



8 大 総 第 75 号
令和 8 年 8 月 28 日

長野県宅地建物取引業協会中信支部 御中

大桑村長 坂家 重吉



大桑村空き家対策への協力のお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、村政運営に格別のご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本村では、村内の空き家の活用促進を目的に、「大桑村空き家対策協力事業者登録制度要綱」を制定しました。

本制度は、大桑村内の空き家の売買や賃貸の仲介に対応可能な事業者を事前に登録・リストアップし、大桑村空き家情報バンクへの登録を希望する所有者に対して情報提供を行うことを目的としております。

つきましては、本制度の趣旨にご賛同いただき、貴協会支部におかれましては会員の皆様への周知及び協力事業者の募集について、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本制度は、登録事業者と空き家所有者間における大桑村を介さない直接の取引や、仲介業務受託後の個別取引を制限するものではありません。

〒399-5503

長野県木曽郡大桑村大字長野 880 番地 1

大桑村役場総務課企画情報係

課長：山田 哲也 係長：三瀬町 彰人 担当：松原 龍希

TEL：0264-55-3080

FAX：0264-55-4134

E-mail：kikaku@vill.okuwa.lg.jp

大桑村空き家対策協力事業者登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、村内にある空き家の活用及び流通を促進し、人口減少抑制及び地域の活性化を図るため、空き家対策協力事業者（以下「協力事業者」という。）を村内外から募集、登録し、登録内容を空き家所有者に提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項の規定による空家等で、村内に所在するものをいう。
- (2) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する事業者のことをいう。

(登録要件等)

第3条 協力事業者として登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、制度の趣旨を十分に理解したうえで、村と共同して空き家対策を推進していく意思を有しなければならない。

- (1) 宅地建物取引業者であり、次のいずれかに該当すること。
 - ア 長野県宅地建物取引業協会中信支部の会員であること。
 - イ 長野県宅地建物取引業協会南信諏訪支部の会員であること。
 - ウ 岐阜県宅地建物取引業協会東濃支部の会員であること。
 - エ アからウまでに掲げる支部以外の宅地建物取引業協会及び支部の会員で、業として、木曽郡内の宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又はその売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の経験のある者
- (2) 申請日から起算して過去1年以内に法に基づく指示処分若しくは業務停止処分又は免許取消処分を受けていないこと。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(申請)

第4条 申請者は、空き家対策協力事業者登録申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

- 2 村長は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家対策協力事業者登録完了通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、空き家対策協力事業者台帳（様式第3

号。以下「台帳」という。)に登録するものとする。

(登録期間)

第5条 台帳への登録期間は、登録日から法第3条第1項に規定する免許(以下「免許」という。)の有効期間までとする。

(登録内容の変更)

第6条 協力事業者は、登録内容に変更があった場合又は免許の更新をした場合は空き家対策協力事業者登録内容変更届出書(様式第4号)を村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家対策協力事業者登録内容変更通知書(様式第5号)により届出者に通知するとともに、台帳の更新を行う。

(台帳の提供)

第7条 村は、村長が別に定める大桑村空き家情報バンクに空き家の登録を行う所有者に対し、台帳の内容を提供することができる。

(登録の取消し)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業者の登録を台帳から抹消するとともに、空き家対策協力事業者登録取消通知書(様式第6号)により協力事業者に通知するものとする。

- (1) 協力事業者が宅地建物取引業者でなくなったとき。
- (2) 協力事業者が法に基づく指示処分若しくは業務停止処分又は免許取消処分を受けたとき。
- (3) 登録の有効期間が満了したとき。
- (4) 空き家対策協力事業者登録辞退届出書(様式第7号)を提出したとき。
- (5) その他村長が適当でないと認めたとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月1日から施行する。

年 月 日

大桑村長 様

事業者名

代表者名

印

空き家対策協力事業者登録申請書

大桑村空き家対策協力事業者登録制度要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

1. 事業者情報

事業者名	
代表者名	
所属している宅地建物取引業協会名及び支部名	
事務所所在地	
電話番号	

2. 宅地建物取引業者免許

免許証番号	() 第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日

※免許証の写しを添付する

3. 要件確認

(該当する事項に☑してください。)	
☐ 制度の趣旨を理解し、村と共同で空き家対策を推進する意思を有している。	
☐ 申請日から起算して過去1年以内に、宅地建物取引業法に基づく指示処分若しくは業務停止処分又は免許取消処分を受けていない。	
☐ 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。	
(要綱第3条第1号アからウまでに掲げる宅地建物取引業協会及び支部以外の所属の場合に確認し☑してください。)	
☐ 業として、木曽郡内の宅地若しくは建物の売買若しくは交換又はその売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の経験がある。	
・代理若しくは媒介を行った直近の物件の住所	
住所：	(年度取扱い)

確認同意	協力事業者登録後、本申請書の1及び2の内容について、空き家所有者に無償提供されることに同意します。
------	---